
【特集】社会的排除と子どもの貧困

特集にあたって

大原社会問題研究所「子どもの貧困と労働」プロジェクトは、本誌において、これまで二度にわたって「子どもの貧困と労働」の特集を組んだ（『大原社会問題研究所雑誌』第646号・649号、2012年8月・11月）。そこでは、6人の論者が子どもの貧困と労働の諸相について論じている。それらは二つのアプローチにもとづいている。一つは歴史的な問題設定であり、近代日本の女工紹介事業における児童労働の問題、および日本による（旧）オランダ領東インドの占領期に生まれた子どもの、戦争とアイデンティティをめぐる問題が取り上げられた。もう一つは、80年代以降の福祉国家の変容とグローバリゼーションが子どもの貧困に与える影響に焦点を当てた。そこではアングロ・サクソン型福祉国家モデルといわれるイギリスにおける子どもの貧困と、大陸型保守的福祉国家でありながら、2000年代後半以降、家族政策の「パラダイム転換」を進めているドイツにおける子どもの貧困が検討されるとともに、90年代以降のILOや国連による子どもの貧困に対する国際政策と社会運動の動きが取り上げられた。

資本主義社会は、本来的に、市場のメカニズムをとおして、富と貧困の偏在を生み出すものである。E.P.トムスンが『イングランド労働者階級の形成』⁽¹⁾で、子どもの労働とその搾取をイングランド工業化の「最も恥ずべき出来事の一つ」と述べてきたように、家族の貧困とそれに伴う子どもの貧困と労働は、その淵源を産業革命期にまでさかのぼることができる。

第二次大戦後の福祉国家への道は、資本主義社会における資本と労働の対立を調停することによって、高度に不平等な社会の文脈の中で社会的秩序を維持する制度をつくりあげた。しかし、80年代以降、福祉国家の縮減と市場主義化、個人主義化が進展する。それを「福祉の契約主義」⁽²⁾と呼ぶことができる。「福祉の契約主義」とは、従来の社会契約における国家と市民との契約ではなくて、国家と個人としての市民との契約を意味する。そこでは国家による福祉を受ける「権利」は、その見返りとして労働の「義務」を伴う（welfare to work）。80年代以降、各国で次々に打ち出された福祉改革は、このようなコンテクストの中に置かれている。例えば、1997年にアメリカ民主党のクリントン政権下で成立した「個人責任と就労機会調整法（PRWORA）」や、その影響を受けた、わが国における2002年の児童扶養手当法の改正、さらに、現在、進められている生活保護法改正の方向性はその典型的な事例である。このような福祉国家の変容と90年代以降進展するグローバリゼーションは、「自立」という名の下で分断化した個人を、労働のフレキシブル化によって市場の荒波に投げ込んでいる。その結果、労働市場における非正規化の増大および正規労働と非正規労働の「溶解」と連動して、経済格差、貧困、社会的剥奪は拡大の一途である。

(1) E.P.Thompson, *The Making of the English Working Class*, London: Victor Gollancz, 1963（市橋秀夫／芳賀健一訳『イングランド労働者階級の形成』青弓社、2003年）。

(2) Stuart White, *The Civic Minimum*, Oxford: Oxford University Press, 2003.

本特集の三論文は、このような福祉国家の変容とグローバリゼーションのもとで、国家からも市場からも掬い取られないまま置き去りにされた家族とその子どもたちの社会的排除と貧困の問題を、日本に焦点をあてて取り上げている。

宮島喬「外国人の子どもにみる三重の剥奪状態」は、1990年施行の改正入管法以降、顕著な増加を見せるニューカマーとその子どもたちに焦点を当てる。わが国における外国人労働者の特徴は、欧米と異なって、出稼ぎであるにもかかわらず子ども帯同という組み合わせにある。「家族呼び寄せ」による「移動」と不安定な生活状態は子どもにどのような影響を与えるのか。本論文では、子どもたちの経済生活、家族生活、文化・教育における「三重の剥奪」状態を明らかにする。ニューカマーにおける生活保護率の高さ、一人親および非嫡出子の比率の高さ、就学援助の申請率の高さは、「貧困の再生産」のみならず、彼らにおける世代間の「下降移動」を予想させるという。

岩田美香『『非行少年』たちの家族関係と社会的排除』は、「非行少年」といわれる少年たちと、その家族の社会的排除の問題を、児童自立支援施設と少年院の聞き取り調査にもとづいて取り上げている。まず明らかになったのは、少年たちの犯罪の程度が重くなるほど、その背景として貧困の割合が増加していることである。貧困はさらに、少年たちから家族関係や社会関係という「関係性」を奪う。夕食を共にする家族の存在の有無や、休日の過ごし方、学校・家族・地域との関係、さらに自立支援施設や少年院を終えたあとの家族との接し方についてのアンケートに対する少年たちの回答を見ると、彼らが家族や社会から排除されているだけではなく、彼らの家族もまた社会的に排除されていることを知る。「非行」の背後には重層的な社会的排除が存在している。

藤原里佐「虐待事例に表れる障害と貧困一家族の脆弱性という視点から」は、貧困と障害が接近し合うリスクに着目したものである。社会的養護の対象となる子どもにおける知的障害比率が高いだけではない。養育者自身もまたメンタルヘルスに何らかの問題を有している比率が高い（著者による調査では約4割）。「不幸は雁のようにやってくる」という文言が掲げられているが、本論文は貧困、傷病、家族の揺らぎ、不安定、暴力という家族の「包括的な困難」について述べている。また養育者は困難を抱えながらも、就労や結婚生活において、社会に対して「障害を持っていない者」として振る舞うことを余儀なくされているという。不利の集中は「社会構造的な問題」である、と。

(原 伸子 法政大学経済学部教授)